

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和元年9月

岡山市人事委員会



岡 人 委 第 137 号
令 和 元 年 9 月 25 日

岡山市議会議長 浦上 雅彦 様
岡 山 市 長 大森 雅夫 様

岡山市人事委員会

委員長 藤 岡 温

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第1 報告	1
1 勧告の意義	1
2 職員給与の状況	1
3 民間給与等の状況	2
(1) 職種別民間給与実態調査	2
(2) 調査の実施結果	3
4 職員給与と民間給与との比較	5
(1) 比較方法	5
(2) 月例給	5
(3) 特別給	5
5 物価及び生計費	6
(1) 物価指数	6
(2) 標準生計費	6
6 人事院の給与等に関する報告及び勧告の概要	7
7 むすび	10
(1) 本年の給与改定	10
(2) その他給与に関する諸課題	11
(3) 人事管理に関する諸課題	12
8 おわりに	19

別紙第2 勧告	21
---------	----

参考資料	(参考資料頁)
1 職員給与関係	1
2 民間給与関係	37
3 生計費関係	55
4 労働経済関係	57

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、昨年 9 月、議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その後も引き続き、本市職員の給与の実態、市内民間事業所従業員の給与等の勤務条件及びその他諸情勢について絶えず調査研究を行い、公正かつ中立な立場から、職員の給与等の勤務条件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

1 勧告の意義

人事委員会の勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

これは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが求められる中で、民間企業とは異なり、その給与等は市場原理による決定が困難であること、公務が円滑に遂行されるためには社会一般の情勢に適応した適正な給与等の確保が必要であることなどから、労使交渉等を経てその時々を経済・雇用情勢を反映して決定される民間事業所の従業員の給与等に準拠することによって、職員の給与等を定めることが、最も合理的であり、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考えられるからである。

2 職員給与の状況

本委員会は、本年 4 月 1 日を調査期日として、本市職員の給与の実態を把握するため「平成 31 年職員給与実態調査」を実施した。

調査の対象となった職員の総数は、7,295 人であった。このうち行政職給料表適用者(3,902 人)から、消防職員や保育士等の福祉職に相当する職員と平成 31 年 4 月の採用者のうち新規学卒者等を除いた公民給与比較対象職員は、2,695 人であり、これらの給与等の状況は次表に示すとおりである。

第1表 職員の給与等の状況

項 目		職員給与実態調査 対象職員	うち 公民給与比較対象職員
人 数		7,295 人	2,695 人
平均年齢		42.1 歳	44.9 歳
平均経験年数		19.8 年	22.7 年
学 歴 構 成	大 学 卒	81.6%	74.7%
	短 大 卒	7.7%	5.6%
	高 校 卒	9.8%	17.3%
	中 学 卒	0.9%	2.5%
平 均 給 与 月 額	給 料	345,989 円	350,109 円
	扶 養 手 当	8,940 円	10,908 円
	地 域 手 当	11,097 円	11,542 円
	住 居 手 当	6,294 円	5,854 円
	管理職手当	9,147 円	15,150 円
	単身赴任手当	33 円	78 円
	初任給調整手当	113 円	0 円
	合 計	381,613 円	393,641 円

(参考資料 1 職員給与関係 第1表(P4,5) 参照)

3 民間給与等の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の 352 の民間事業所から、人事院において無作為抽出された 127 事業所を対象に、人事院、岡山県人事委員会等と共同で「2019 年（平成 31 年）職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる事務・技術関係の職務に従事する者等について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等についての詳細な実地調査を行った。

また、民間企業における給与改定の状況や定期昇給の実施状況、諸手当の支給状況等についても事業所単位で調査を行った。

調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解と協力を得て、

92.9%（調査実人員 4,505 人）と極めて高い水準となっており、調査結果は広く市内民間事業所の給与等の状況を反映したものとなっている。

（参考資料 2 民間給与関係（P38）参照）

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

① 初任給の状況

事務・技術関係職種における新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 24.6%（昨年 28.9%）、高校卒で 29.2%（同 23.3%）であり、昨年に比べ大学卒で 4.3 ポイント減少、高校卒で 5.9 ポイント増加している。一方、初任給が据置きになっている事業所は、大学卒で 75.4%（同 71.1%）、高校卒で 70.8%（同 76.7%）となっており、昨年に比べ大学卒で 4.3 ポイント増加、高校卒で 5.9 ポイント減少している。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 194,188 円（同 192,472 円）、高校卒で 161,390 円（同 160,909 円）となっている。

第2表 民間における初任給の改定状況

（単位：％）

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	54.7	(24.6)	(75.4)	(0.0)	45.3
高校卒	23.2	(29.2)	(70.8)	(0.0)	76.8

（注）（ ）内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第3表 民間における学歴別初任給

職種	大学卒	短大卒	高校卒
新卒事務員・技術者	194,188 円	177,975 円	161,390 円

（注）金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備考 本市職員の場合、行政職の初任給（地域手当を含む。）は、大学卒 192,610 円、短大卒 168,817 円、高校卒 157,281 円である。

② 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 25.3%（昨年 30.0%）となっており、昨年に比べて 4.7 ポイント減少している。ベースアップを中止した事業所の割合は 10.9%（同 8.7%）であり、ベースダウンを行った事業所はなかった。

第4表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係員	25.3	10.9	0.0	63.8
課長級	17.8	11.5	0.0	70.7

（注） ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は 92.2%（昨年 89.7%）となっている。そのうち、昇給額について、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 31.8%（同 25.2%）、減額となっている事業所の割合は 1.3%（同 4.8%）、定期昇給を中止した事業所の割合は 0.9%（同 2.0%）となっている。なお、昇給額が昨年に比べて変化がなかった事業所の割合は 59.1%（同 59.7%）であった。

第5表 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

役職段階 \ 項目	定期昇給制度あり						定期昇給制度なし
	定期昇給実施	定期昇給実施			定期昇給中止		
		増額	減額	変化なし			
係員	93.1	92.2	31.8	1.3	59.1	0.9	6.9
課長級	81.9	81.9	30.0	0.0	51.9	0.0	18.1

（注） 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

4 職員給与と民間給与との比較

(1) 比較方法

月例給の公民の比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては事務職員及び技術職員、民間においては公務の事務職員及び技術職員に類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、精密な比較を行うものである。

月例給の水準比較に当たっては、個々の本市職員に地域の民間給与額を支給したと仮定すれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度の差があるかを算出するラスパイレス方式をとっている。

(参考資料 2 民間給与関係 第 20 表(P53) 参照)

(2) 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員と民間における本年 4 月分の諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、本市職員の給与が、民間給与を1人当たり平均 36 円 (0.01%) 下回っていた。

第6表 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	公民給与の較差 (A)-(B) [$[(A)-(B)]/(B) \times 100$]
393,677 円	393,641 円	36 円 (0.01%)

(注) 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(3) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給割合は、次表に示すとおり所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数 (4.45 月) が、民間事業所の特別給を 0.05 月分下回っていた。

第7表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	338,106 円
	上半期(A2)	336,000 円
特別給の支給額	下半期(B1)	766,535 円
	上半期(B2)	751,662 円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.27 月分
	上半期(B2/A2)	2.24 月分
	年 間	4.50 月分

(注) 「下半期」とは平成 30 年 8 月から平成 31 年 1 月まで、「上半期」とは同年 2 月から令和元年 7 月までの期間をいう。

5 物価及び生計費

(1) 物価指数

総務省統計局による本年 4 月の消費者物価指数は、昨年 4 月と比べて全国で 0.9%、岡山市で 0.1%の増加となっている。

(参考資料 4 労働経済関係 第 23 表(P58,59) 参照)

(2) 標準生計費

本委員会が総務省統計局による家計調査を基礎に算定した本年 4 月における本市の 2 人世帯、3 人世帯及び 4 人世帯の標準生計費は、それぞれ 126,620 円、160,420 円及び 194,210 円となっている。

(参考資料 3 生計費関係 第 22 表(P56) 参照)

6 人事院の給与等に関する報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告を行い、あわせて人事管理に関する報告を行った。その概要は次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査(完了率87.9%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○ 民間給与との較差 387円 0.09%

[行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢 43.4歳]

[俸給 344円 はね返し分(注) 43円]

(注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.51月(公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を1,500円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定(平均改定率0.1%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を 4,000 円引上げ（12,000 円→16,000 円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を 1,000 円引上げ（27,000 円→28,000 円）

手当額が 2,000 円を超える減額となる職員については、1 年間、所要の経過措置

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45 月分→4.50 月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6 月期		12 月期	
令和元年度	期末手当	1.30 月	（支給済み）	1.30 月	（改定なし）
	勤勉手当	0.925 月	（支給済み）	0.975 月	（現行 0.925 月）
2 年度以降	期末手当	1.30 月		1.30 月	
	勤勉手当	0.95 月		0.95 月	

【実施時期】

- ・月例給：平成 31 年 4 月 1 日（住居手当については令和 2 年 4 月 1 日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理観・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援

- ・仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請

7 むすび

(1) 本年の給与改定

職員の給与の決定に係る基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。本委員会が行った本年の職種別民間給与実態調査によると、ベースアップを実施した事業所の割合は昨年と比べて減少し、ベースアップを中止した事業所の割合は昨年と比べて増加している。定期昇給については、実施事業所のうち昨年と比べて増額した事業所の割合が増加している。

国においては、人事院が月例給及び特別給について、6年連続で引き上げることとし、初任給についても引き上げるよう勧告を行ったところである。

本市においては、既に述べたとおり、月例給については、本年4月時点で職員給与と民間給与を比較した結果、本市職員の給与が民間給与を36円(0.01%)下回っていた。

また、特別給については、本市職員の支給月数(4.45月分)が昨年8月から本年7月までの1年間における民間の支給割合(4.50月分)を0.05月分下回っていた。

これらの状況を総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要がある。

① 月例給

月例給については、職員の給与が民間給与を36円(0.01%)下回っていたが、本年の較差が極めて小さく、職員給与と民間給与はおおむね均衡していることから、月例給の改定を行わないことが適当である。

ただし、医療職給料表(1)については、医師の処遇の確保及び人事管理上の必要性から国との均衡を保ってきたところであり、国との均衡を考慮した改定を行うことが適当である。

② 特別給

特別給については、民間の支給割合と本市職員の支給月数との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げる(再任用職員を除く)。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当へ配分することとする。

本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、令和2年度以降については、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

この結果、本年12月期及び令和2年6月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数は次表のとおりとなる。

第8表 期末手当・勤勉手当の支給月数

(単位：月分)

区 分		令和元年	令和2年度以降		
		12月期	6月期	12月期	年間計
一般の職員	期末手当	1.3 (1.1)	1.3 (1.1)	1.3 (1.1)	2.6 (2.2)
	勤勉手当	0.975 (1.175)	0.95 (1.15)	0.95 (1.15)	1.9 (2.3)
	計	2.275 (2.275)	2.25 (2.25)	2.25 (2.25)	4.5 (4.5)

※ () 内は特定管理職員

③ 改定の実施時期

①の医療職給料表(1)については、国との均衡を考慮し、本年4月に遡及して実施することとする。

②の特別給については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施することとする。

(2) その他給与に関する諸課題

① 高齢層職員の給与制度のあり方

国においては、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の見直しがなされている。本市においても昇格制度の見直しを行ったところであるが、昇給制度については、他都市の動向も注視しつつ、定年引上げに向けた国の動向や本市の実態等を踏まえ、その見直しについて引き続き検討していく必要がある。

② その他諸手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、本市では平成27年に距離区分の見直しを行ったが、今後も他都市や市内民間事業所の状況、本市の実態等を踏まえた検討が必要である。

また、住居手当について、本年人事院は、公務員宿舍使用料の上昇や民間の状況等を踏まえ、手当額の上限の引上げ等の勧告を行った。本市における住居手当制度については、他都市の動向や市内民間事業所の状況、本市の実態等を踏まえ、検討していく必要がある。

(3) 人事管理に関する諸課題

① 人材の確保・育成

自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、多様化・複雑化する行政課題に的確に応えていくためには、市民の立場で考え、責任と使命感を持ち、主体的・積極的に行動する人材の確保・育成が極めて重要である。

人材の確保に関しては、少子化に伴う受験年齢人口の減少や民間企業の高い採用意欲、国、他の自治体等を含めた採用活動の競合など、本市においても人材確保は厳しい状況にあり、一部の技術系職種等では受験者が特に少ない状況もある。その中で、職員採用試験の受験者確保のための取組として、試験内容や申込方法の見直しに加え、市の広報紙・ホームページ・SNSや就職情報サイトへの採用情報の掲載、全般的な職員募集ガイドに加えて、技術職、免許資格職などに対象を絞った職務ガイドを配布するとともに、採用試験の概要説明や先輩職員との相談の機会として採用説明会を開催し、本市の業務や職場の雰囲気等について直接伝えるなど、広報活動の充実に努めているところである。

試験合格後の辞退者の防止も課題となっていたことから、平成 29 年度から大学卒業程度の合格者説明会を開催し、合格者同士の交流コーナーを設けるなど、採用に向けての不安解消につなげる試みを行っている。

今後一層、岡山市で働くことの魅力や、やりがいをアピールするとともに、受験者に対して積極的にアプローチするなど、引き続き、多様で有為な人材確保のための取組を進めていくとともに、人材確保に係る諸課題について、現状を分析し方策を検討することが必要である。

障害者雇用については、引き続き障害者を対象とした採用試験を実施していくとともに、合理的配慮の提供等を適切に行っていく必要がある。

人材育成に関しては、組織にとって人こそが最も重要な経営資源であることを認識し、組織全体で人材を育成する必要があり、そのためには、人事管理、組織マネジメント、職員研修を有機的かつ効果的に連携させていくことが必要である。職場における OJT (On the Job Training: 職場内研修) の重要性を踏まえて、引き続き、管理職員のみならず、係長級、副主査級などの監督職、中堅職員に対しても、職場マネジメント能力の向上及び部下職員の指導育成を支援する研修の継続的な実施が求められる。また、若手職員の多様な職務経験による能力開発と視野の拡大のため、早めの人事ローテーションを実施しつつ、一方で、専門性習得のために必要な場合は長めのローテーションとするなど、今後も組織の状況を勘案した柔軟な

人事配置による人材育成が必要である。

また、平成 30 年の 7 月豪雨災害を踏まえ、今年度から災害対応研修を実施しているところであり、引き続き、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図るための取組を行っていくことが必要である。

人事評価制度については、地方公務員法において人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされ、能力・実績に基づく人事管理の徹底が求められている。こうした中、所属長を対象に、公正な評価を行うための評価スキル及び人事評価を踏まえた部下の人材育成スキルの習得を目的とした人事評価研修を実施しているところであるが、引き続き、公正・公平性、信頼性、透明性などを高めながら、地方公務員法の趣旨を踏まえた人事評価制度の運用と評価結果の有効な活用を行っていく必要がある。

公務員倫理の確保については、依然として職員による不祥事が発生しており、市民からの信用が損なわれていることは誠に遺憾である。職員にあつては、公務内外を問わず、自らの行動が公務の信用に大きな影響を与えることを常に意識し、高い倫理観と強い使命感を持って公務に全力を尽くすことが求められる。任命権者においては、更なる職員の意識改革、組織の信頼回復、不祥事撲滅のため、引き続き、不祥事防止に向けた各局区室での研修の実施や階層別の研修等により、服務規律の確保や公務員倫理の醸成に継続的に取り組むとともに、管理職員においては、日頃から職員とのコミュニケーションを図り、風通しの良い職場環境づくりに努めるなど、不祥事の未然防止に向けた取組を継続していくことが必要である。

② 女性職員の登用

市政を取り巻く様々な環境の変化に的確に対応し、効率的・効果的に市政を運営するためには、性別にかかわらず、職員一人ひとりが市民ニーズや行政課題を捉えて、主体的、積極的に職務に取り組むことにより、多様な視点が政策決定・意思形成過程に反映されていくことが求められる。

本市では、特定事業主行動計画において、課長相当職以上に占める女性職員の割合を令和 3 年 4 月 1 日時点で 14%とする目標を掲げており、平成 31 年には 12.7%と、計画当初の平成 27 年と比べると約 1.5 倍に上昇している。将来的には 30%を目指すとしており、性別による固定的な職務分担の観念を払拭した任用を進めているところである。

女性は結婚、出産、育児等のライフイベントがキャリア形成に与える影

響が大きい。このため、入庁後の早い段階から複数の職場を経験できるよう早めの人事ローテーションを実施し、多様な職域・職務への登用を行うなど、キャリア形成支援を行っている。また、女性職員を対象に、政策立案研修や女性リーダー研修の実施などの様々な取組を行い、女性職員の活躍推進のための環境整備を進めている。

女性職員がその能力と適性を十分に発揮して活躍するためには、キャリアアップへの不安緩和と意欲向上、将来の管理職を担う女性職員の育成、所属長等の意識・姿勢の改革、ワーク・ライフ・バランスの推進などの継続的な取組が必要である。全ての職員が共に職務に対するやりがいと誇りを保ちながら公務を担っていくという観点から、性別、職種にとらわれない能力・実績主義に基づく任用を基本としつつ、女性職員の育成と登用を長期的な視点に立って、総合的に推進していく必要がある。

③ 仕事と家庭の両立支援

ワーク・ライフ・バランスを実現し、安心して働き続けることの重要性に対する社会の認識が高まる中、職員の心身の健康保持、組織力や公務効率の維持・向上のためにも、職員が出産や子育て、家族の介護等、家庭生活における時間を確保することができる職場環境を整備していくことが重要な課題である。

本市の特定事業主行動計画では、全ての職員が職場及び家庭において子育ての意義についての理解を深め、仕事と子育ての両立を図ること等を目的とし、男性職員の子育て休暇や出産補助休暇、育児休業等について、目標を掲げて取得促進に取り組んでいる。今年度は、男性職員の育児休業の取得促進を図るため、制度内容や経済的支援措置等についてまとめたパンフレット「育休のすゝめ」を作成し、所属長から対象職員に対し取得勧奨を行うこととするなど、取得促進を支援する職場の環境づくりを積極的に進めているところである。また、職員のワーク・ライフ・バランスの実現や女性が活躍できる職場づくりを推進するため、市長をはじめ、各任命権者、小中学校長など課長級以上の職員がイクボス宣言を行うとともに、子育て支援ガイドの配布や育児休業中の職員サポートメニューの実施などの取組も継続して行っている。あわせて、育児休業の取得が、職員のキャリア形成や所属職場の円滑な業務執行に影響しないよう、人事上の配慮などを行っている。また、昨年6月からは、多様で柔軟な勤務形態の選択を可能とする勤務時間の割振りの試行を実施しているところである。

任命権者においては、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現等に向けて、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境づくりと制度の周知に努めるとともに、効率的・効果的な業務執行のための働き方改革を積極的に推進していくことが必要である。

④ 長時間労働の是正

働き方改革を推進し、長時間労働を是正することは、職員の公務能率や労働意欲の向上、心身の健康保持等に大きな影響を及ぼすものであり、ワーク・ライフ・バランスの実現や人材の確保などの観点からも、極めて重要な課題である。

本市における平成 30 年度の職員 1 人当たりの 1 月当たり超過勤務時間数は、平成 30 年 7 月豪雨の影響もあり、平均 14.5 時間と 0.6 時間増えている。各部署の業務の状況によっては、多くの超過勤務が依然として発生している状況である。また、教員の勤務時間についても長時間勤務が常態化している状況にある。

本市の長時間労働の是正への取組として、時間外勤務の事前命令及び事後確認やノー残業デーの徹底を行うとともに、特に 7 月と 8 月の 2 月間は、定時退庁推進月間として、一斉定時退庁日の徹底及び朝型勤務の推奨を行っている。さらに、労働基準法等の改正も踏まえ、「岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則」を改正し、本年 4 月から時間外勤務時間の上限を定めたことにより、一層適切な業務体制や時間外勤務の管理に取り組んでいるところである。また、学校現場においては、学校業務アシスト事業、部活動指導員配置事業の導入や学校閉庁日の試行などによる取組により一定の改善傾向が見られるものの、なおこれらの取組を引き続き行うとともに、留守番電話の導入を進めることで、業務負担の改善等を目指しているところである。

一方、本年の人事院勧告では、国家公務員の長時間労働の是正のためには、超過勤務の上限を規定した人事院規則等の規定内容の下で、超過勤務予定の事前確認等を徹底する等、マネジメントの強化を図るとともに、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減、合理化に取り組むなどの対策を講ずることが必要であるとされている。

また、本年 3 月には「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」が、文部科学省から教育長等宛てに通知される等、学校における働き方改革が進められており、教育委員会は、「公立学校の教師の勤務時間

の上限に関するガイドライン」を踏まえた方針等の策定をはじめとした取り組みを推進する必要がある。

本市においても、引き続き長時間労働の是正に向けて、各職場では、管理職員がマネジメント能力を十分に発揮し、職員の勤務実態を適切に把握し業務の効率化や業務配分の見直し等に取り組むとともに、職員一人ひとりが働き方についての意識を持ち、計画的・効率的な業務遂行に努めることが必要である。また、任命権者においては、引き続き、各職場における管理職員のマネジメントの重要性の周知及び指導、事務事業の見直しや人員の適正な配置を行うとともに、それぞれの取組をより一層推進していくことが必要である。

⑤ 職員の健康の保持と職場環境の整備

職員が心身ともに健康を保持し職務に従事することは、質の高い市民サービスの提供や公務能率の向上、活力ある組織を維持していく上で不可欠であり、職員がその能力を十分に発揮して職務に専念できる職場環境を整えることは、事業主の重要な責務である。

メンタルヘルス対策について、本市においてはストレスチェックを実施し、職員のセルフケアを促すとともに、分析結果等をもとに職員の健康状態や職場環境の把握に努め、必要に応じて適切な改善措置を講ずることにより、メンタルヘルス不調者の発生防止等に取り組んできたところである。しかしながら、本市における長期病休者のうち、その原因がメンタルヘルス不調によるものが、依然として最も多い状況である。引き続き、メンタルヘルス研修等によりセルフケア・ラインケアに関する意識をより高めること、相談窓口を周知すること、所属長・職場・産業保健スタッフ・人事担当課が連携・協力しながら総合的な対策をより一層推進していくことが必要である。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等は、個人の尊厳を侵害するものであり、メンタルヘルスの不調の一因になり得るとともに、職場環境、組織運営に悪影響を及ぼすだけでなく、公務能率の低下、ひいては、市民サービスの低下といった影響にまで及ぶことが懸念される。このため、本市では、全職員を対象とする「ハラスメント防止ハンドブック」や管理職員用の「ハラスメント相談対応マニュアル」を作成するとともに専用相談窓口の設置等を行っており、これらを活用して関係者が引き続き適切に対応する必要がある。あわせて、ハラスメントを許さない職場づく

りを継続的に進めていくとともに、職員一人ひとりが正しい理解を持ち、その意識を高める取組を続けていく必要がある。

職員間の良好なコミュニケーションは、心身の不調やハラスメントの防止、早期発見・早期対応につながるため、職員間で相互に関心を払い、明るく風通しの良い職場環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

⑥ 高齢期の雇用問題

少子高齢化が進展し、若年労働力人口が減少していく中、引き続き多様な行政課題に対応していくためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠である。

現在本市においては、公的年金支給開始年齢の引上げに伴い、定年退職者の多くが再任用職員として職務に励んでいるところであり、引き続き再任用制度を適切に運用し、雇用と年金の接続を図っていく必要がある。

昨年、人事院は、定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。また、今年の人事院勧告においても「本院の意見の申出を踏まえ、定年の引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう改めて要請する」と言及されている。これらを受けて、政府において定年の引上げについて検討がなされているところであり、本年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」においても、「公務員の定年を段階的に 65 歳に引き上げる方向で検討する」とされている。

定年の引上げについては、高齢層職員の士気を保ち、その経験、技術が十分に発揮される環境整備や、若手職員の安定的・計画的な確保により人事の新陳代謝を図る人事管理などの検討が必要となることから、引き続き国等の動向を注視していく必要がある。

⑦ 多様な雇用形態の職員

本市においては、社会情勢の変化や、複雑・多様化した行政ニーズに的確に対応するため、任期の定めのない常勤職員とともに、非常勤職員などの多様な雇用形態の職員が、市政運営の担い手として重要な役割を果たしている。

また、令和 2 年 4 月には改正地方公務員法が施行され、会計年度任用職員制度が開始される。任命権者においては、本制度が適正かつ円滑に運用されるよう、適切に対応していくことが必要である。

市政運営の担い手としての全ての職員が、本市職員としての誇りや、職務に対する高い意欲とやりがいを持ちながら、安心して職務に励むことができるよう、制度の趣旨や関係法令等を踏まえ、それぞれの職務の内容と責任に応じた適切な処遇の確保と良好な職場環境の整備に引き続き努めることが必要である。

8 おわりに

本年の職員の給与等に関する報告は以上のとおりである。

既に述べたとおり、人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的とするものである。質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、職員が高い士気を保ちつつ、安心して職務に励むことができるよう、市民の理解を得て、適正な勤務条件を確保していくことが重要である。このためには、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とすることが、長期的な視点において、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考えている。

また、働き方改革を推進する中、時間外勤務時間の上限規制による長時間労働の是正等に取り組み、職員の心身の健康保持とワーク・ライフ・バランスの実現を図ることにより、職員が意欲と能力を最大限に発揮し、多様化・複雑化する市民ニーズに適切に応えていくことが必要である。そして、全ての職員が公務に対する熱意と誇りをもちながら真摯に職務に励み、全体の奉仕者として高い倫理観と強い使命感を持って、市民の信頼と期待に応えていくことを強く希望する。

本委員会としては、今後とも、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与を的確に反映させた勧告を行うとともに、市民に対する説明責任を果たしていくことで、公正かつ中立な第三者機関としての立場を堅持していくものである。

議会及び市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置をとられるよう勧告する。

1 給料表及び諸手当の改定

(1) 給料表

別紙第 1 報告のむすびで述べた事項を踏まえ、医療職給料表(1)を改定すること。

(2) 勤勉手当

勤勉手当の支給月数については、別紙第 1 報告のむすびで述べたとおり改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1の(2)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

参 考 资 料

目 次

参考資料

1 職員給与関係	1
平成31年 職員給与実態調査の概要	2
第1表 給料表別平均給与月額等	4
第2表 給料表別、級別、号給別職員数	6
第3表 給料表別、級別、年齢別職員数	22
第4表 扶養手当の支給状況	32
第5表 住居手当の支給状況	33
第6表 通勤手当の支給状況	34
第7表 管理職手当の支給状況	35
第8表 給料表別、級別再任用職員数	36
2 民間給与関係	37
2019年(平成31年) 職種別民間給与実態調査の概要	38
第9表 産業別、企業規模別調査事業所数	39
第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	40
第11表 民間における初任給の改定状況	49
第12表 職種別、学歴別初任給	49
第13表 民間における給与改定の状況	49
第14表 民間における定期昇給の実施状況	50
第15表 民間における定期昇給制度の状況	50
第16表 民間における住宅手当の支給状況	50
第17表 民間における家族手当の支給状況	51
第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	52
第19表 民間における特別給の支給状況	52
第20表 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	53
第21表 公民給与比較における役職段階の対応関係	54
3 生計費関係	55
平成31年4月の標準生計費算定方法	56
第22表 費目別、世帯人員別標準生計費(平成31年4月)	56
4 労働経済関係	57
第23表 労働経済指標	58

1 職員給与関係

1 職員給与関係

平成 31 年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、本市職員の給与の実態を把握し、給与に関する基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査期日

平成 31 年 4 月 1 日

(3) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。

①技能労務職員

②企業職員

③臨時的任用職員

④任期付職員

(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 4 条に基づく採用者)

⑤調査期日現在休職中の職員

⑥調査期日現在休業中の職員

⑦調査期日現在短時間勤務職員 (再任用職員以外の者に限る。)

⑧調査期日現在在籍専従の許可を受けている職員

⑨調査期日現在停職、減給中の職員

⑩調査期日現在派遣されている職員

(4) 分類

集計に当たっては、上記対象職員を給料表の種類により分類した。その分類は別表のとおりである。

(5) 調査事項

給料表適用職員数、給与額、年齢、経験年数、学歴等について調査した。

(6) 集計

この調査の集計に当たっては、総務局人事部人事課及び給与課並びに教育委員会事務局学校教育部教職員課及び教育総務部教育給与課の協力を得た。

別 表

給 料 表	適 用 職 員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
教育職給料表（１）	岡山市立高等学校に勤務する校長、教諭、実習教諭、助教諭、講師及び実習助手等
教育職給料表（２）	幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭
保育幼児教育職給料表	幼保連携型認定こども園に勤務する園長、副園長、保育教諭
医療職給料表（１）	保健所等に勤務する医師及び歯科医師
医療職給料表（２）	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士及び臨床検査技師等
医療職給料表（３）	保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師
行政職給料表 〔岡山県〕	岡山市立小学校及び中学校に勤務する公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第２条第３項に規定する事務職員
教育職給料表（一） 〔岡山県〕	岡山市立高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭及び講師等で岡山市の教育職給料表（１）の適用を受ける者以外の職員
小学校・中学校教育職員給料表 〔岡山県〕	岡山市立小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師等

第1表 給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数			平均給					
	性別構成比		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	単身赴任手当	
	男	女							
人	%	%	円	円	円	円	円	円	
行政職給料表	3,902	70.5	29.5	336,294	11,039	11,004	6,361	12,295	62
教育職給料表（1）	2	50.0	50.0	413,750	7,250	12,630	13,500	0	0
教育職給料表（2）	179	3.4	96.6	324,727	2,835	10,149	5,113	10,749	0
保育幼児教育職給料表	165	1.2	98.8	305,630	3,000	9,386	7,430	4,245	0
医療職給料表（1）	6	50.0	50.0	560,883	8,833	101,960	0	67,533	0
医療職給料表（2）	63	30.2	69.8	371,978	6,746	11,612	4,440	8,338	0
医療職給料表（3）	77	1.3	98.7	253,923	1,299	7,657	9,534	0	0
行政職給料表 [岡山県]	114	17.5	82.5	304,364	3,237	9,228	3,668	0	0
教育職給料表（一） [岡山県]	32	50.0	50.0	407,777	8,328	12,592	3,984	3,644	0
小学校・中学校教育 職員給料表 [岡山県]	2,755	45.4	54.6	365,986	7,228	11,336	6,303	5,473	0
計	7,295	55.8	44.2	345,989	8,940	11,097	6,294	9,147	33
公民給与比較 対象職員	2,695	73.0	27.0	350,109	10,908	11,542	5,854	15,150	78

- (注) 1 「給料」には、給料表の切替えに伴う経過措置額、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 2 「管理職手当」には、支給区分の見直しに伴う経過措置額を含む。
 3 「その他手当」は、産業教育手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当である。
 4 「平均年齢」及び「平均経験年数」は、10進法により表示している。（第3表について同じ。）
 5 「公民給与比較対象職員」は、岡山市行政職給料表適用職員のうち、新規学卒者を除いた事務職員及び技術職員である。
 6 百分率（%）で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合がある。（以下第2表までについて同じ。）
 7 再任用職員は含まれていない。（以下第7表まで同じ。）

与 月 額					平均 年齢	平均 経験 年数	学歴別構成比			
初任給 調整手当	小計	通勤手当	その他 手当	合計			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
円	円	円	円	円	歳	年	%	%	%	%
0	377,055	7,870	0	384,925	42.6	20.6	70.9	9.5	17.8	1.7
0	447,130	5,750	5,750	458,630	56.2	31.8	50.0	0.0	50.0	0.0
0	353,573	7,732	0	361,305	38.6	16.3	87.7	12.3	0.0	0.0
0	329,691	8,257	0	337,948	37.5	16.0	48.5	51.5	0.0	0.0
137,467	876,676	5,612	0	882,288	54.7	30.2	100.0	0.0	0.0	0.0
0	403,114	7,263	0	410,377	47.5	25.2	49.2	50.8	0.0	0.0
0	272,413	8,849	0	281,262	31.0	7.9	89.6	10.4	0.0	0.0
0	320,497	6,019	0	326,516	40.3	18.2	74.6	10.5	14.9	0.0
0	436,325	5,499	8,019	449,843	47.4	24.4	100.0	0.0	0.0	0.0
0	396,326	5,594	5,479	407,399	42.0	19.3	98.8	1.2	0.0	0.0
113	381,613	6,979	2,106	390,698	42.1	19.8	81.6	7.7	9.8	0.9
0	393,641	7,577	0	401,218	44.9	22.7	74.7	5.6	17.3	2.5

第2表 給料表別、級別、号給別職員数

その1 行政職給料表

号給	1	2	3	4	5	6	7	8
級	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9	3							1
10								
11								
12	4							
13								2
14								
15								1
16	5	1						6
17					1			3
18		1		3				2
19		1					1	2
20	5	8	2					2
21	2		1					
22		11	4					2
23			1					1
24	8	16	9					1
25		2	5					
26	2	21	7	1				
27			7				1	1
28	5	25					1	1
29	59	2	2	2			1	
30	5	24	5	6			3	
31		4	2	1		1	2	
32	50	25	6	4		1	8	
33	8	5	4	4		1	2	1
34	5	12	21	1		2	6	
35	1	10	5	13		3	6	
36	68	12	10	2		9	2	
37	7	10	5	2	1	11	2	
38	18	22	26	1		5	4	
39		6	4	1	1	5	2	
40	40	17	9		2	12	4	
41	2	10	33	7	7	22	2	
42	42	15	15	2	2	16	6	
43	1	4	14	10	1	7	3	
44	47	7	27	2	3	10		
45	3	4	5	7	3	12	1	
46	41	8	17	1	3	9	2	
47	2	13	10	7	5	9	1	
48	34	9	6	4	6	12		
49	5	8	41	14	2	11	6	
50	55	20	12	2	7	14		
51	2	2	20	12	14	13		
52	39	9	12	6	3	15		
53	5	8	36	12	12	9		
54	54	15	10	2	6	7		
55	5	3	20	22	10			
56	19	4	13	5	3	6		
57	2	16	42	11	15	7		
58	37	13	13	1	4	3		
59	5	12	20	14	13	3		
60	34	7	10	1	6	4		
61	9	4	42	3	15	3		
62	40	7	16	3	12	2		
63		4	23	5	16	4		
64	32	2	8	11	9	1		
65	2	10	32	10	14	6		
66	23	4	9	5	9			
67	1	4	15	7	9			
68	5	1	6	12	6			

号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
69	8	9	11	16	12			
70	4	2	8	4	14			
71		3	12	18	17			
72	6	2	15	6	14			
73		3	24	14	9			
74	1	4	12	5	23			
75		3	15	15	5			
76	3	3	21	9	13			
77	3	10	10	13	7			
78	6	1	9	5	6			
79	4	3	12	18	8			
80	12	2	7	3	7			
81	1	2	14	11	5			
82	4	2	13	7	5			
83	1	2	8	14	14			
84	3	2	11	4	4			
85		2	10	7	7			
86		3	4	4	1			
87			10	7	7			
88		5	19	3	1			
89		3	9	9	1			
90	6	1	13	7	2			
91	2	2	7	8	2			
92		3	3	5				
93		4	8	3	9			
94	4	3	5	2				
95	1	1	10	3				
96		3	8	5				
97		1	6	6				
98	2	4	4	4				
99		4	9	2				
100	2	5	3	3				
101			7	5				
102	1	2	10					
103		4	6	3				
104		4	6	1				
105	1	2	5	3				
106		5	5					
107		3	1					
108		1	2	2				
109		1		2				
110		6						
111		1	4	2				
112		4	1					
113		4	2	1				
114		2						
115		2						
116		6	2					
117		3	2					
118		2						
119								
120		1						
121								
122		7						
123		3						
124		6						
125		8						
126		4						
127		12						
128		5						
129		30						
計	916	683	1,045	498	413	255	66	26
構成比	23.5%	17.5%	26.8%	12.8%	10.6%	6.5%	1.7%	0.7%

適用職員数	3,902人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。(以下本表について同じ。)

その2 教育職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129		1		
130				
131				
132		1		
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
計	0	2	0	0
構成比	—	100.0%	—	—

適用職員数	2人
-------	----

その3 教育職給料表(2)

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13			8		
14					
15					
16			10		
17			1		
18					
19					
20			3		
21			1		
22					
23					
24			3		
25			1		
26			3		
27					
28			4		
29					
30			3		
31					
32			5		
33					
34			5		
35					
36			2		
37			1		1
38			2		
39					
40			2		
41					
42			3		
43					
44			3		
45					
46			2		
47					
48			1		
49					
50					
51					
52			3		
53					
54					
55					
56			1	1	
57					
58			1		
59			1		
60			5		
61			1	1	
62					
63			1	1	
64			1	1	
65			1		
66			2		
67					
68					
69			1		
70					
71			2		
72					
73			2	1	
74			1	1	
75					
76					
77					
78				1	
79					
80			1		

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
81			2	1	
82				1	
83			3	2	
84				1	
85			2		
86				2	
87			2		
88			2	4	
89			1	3	
90				2	
91			3		
92				4	
93			5	8	
94					
95			2		
96			1		
97			2		
98					
99			3		
100			1		
101					
102			1		
103			1		
104					
105			4		
106			2		
107					
108					
109			3		
110			1		
111					
112			1		
113			2		
114					
115			1		
116					
117			2		
118					
119					
120					
121			1		
122					
123					
124					
125			1		
126					
127					
128					
129			1		
130					
131			1		
132			1		
133			1		
134					
135					
136			1		
137					
138					
139					
140			1		
141					
142					
143					
144					
145					
146			1		
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
計		0	143	35	1
構成比		—	79.9%	19.6%	0.6%

適用職員数	179人
-------	------

その4 保育幼児教育職給料表

給 号	級	1	2	3	4	5	6
		人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24			1				
25							
26			1				
27							
28			3				
29							
30			3				
31			1				
32	1		1				
33							
34							
35			3				2
36	4		1				
37				1			
38	4		4	1			
39			2				
40	3		5				1
41							
42	5			1			
43				2			1
44							
45							
46	7		2				
47			1				
48	1			1			
49				2			
50	6		1				
51			1	2	1		
52	3		1			1	
53				1			
54	7		1				
55			1				
56	8		1				
57				1			
58	2		1	1			
59			1	1			
60	4				1		
61				2	1	2	
62	2			2	1		
63				1			
64	1			1	1		
65					1	1	
66	3						
67	1				1	1	
68	3						

給号	1	2	3	4	5	6
69	1		1			
70			2	1		
71				1	1	
72			1			
73			1		1	
74			1	2		
75			2	1		
76			1	1		
77		1	1	2		
78						
79						
80			1			
81				1		
82						
83						
84			1			
85						
86						
87						
88						
89						
90					1	
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97				1		
98						
99						
100						
101						
102			1			
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
計	66	37	33	17	8	4
構成比	40.0%	22.4%	20.0%	10.3%	4.8%	2.4%

適用職員数	165人
-------	------

その5 医療職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					1
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45			1	1	
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58				1	
59					
60					
61					
62					
63					
64					

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65				2	
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	0	0	1	4	1
構成比	—	—	16.7%	66.7%	16.7%

適用職員数	6人
-------	----

その6 医療職給料表（2）

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18				1					
19									
20					2				
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35						1			
36									
37									
38					1	1			
39						1			
40									
41									
42					1				
43									
44						1	3	1	
45									
46						1	1		
47									
48									
49						3			
50					1				
51						1			
52							1	1	
53								1	
54					1	2			
55						4			
56						3			
57						1	1		
58						2			
59									
60						2	1		
61									
62						1	1		
63						1	1		
64							1		

給号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人
65							6		
66									
67									
68						1			
69									
70									
71						2			
72									
73									
74									
75						2			
76									
77						1			
78									
79									
80						1			
81									
82									
83						1			
84						1			
85						1			
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100					1				
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
計		0	0	1	7	36	16	3	0
構成比		—	—	1.6%	11.1%	57.1%	25.4%	4.8%	—

適用職員数	63人
-------	-----

その7 医療職給料表（3）

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6				2				
7				1				
8				2				
9			11	4				
10					1			
11								
12				1	2			
13					1			
14								
15				2				
16			4	2	2			
17			1					
18								
19								
20			6	3				
21			1					
22			1	2	2			
23				1				
24			4					
25					1			
26								
27								
28								
29								
30								
31					2			
32								
33					1			
34					1			
35					2			
36								
37								
38								
39								
40					3	1		
41								
42								
43			1		1			
44					1			
45								
46					2			
47								
48					1			
49								
50					1			
51								
52					1			
53								
54					1			
55								
56								
57								
58								
59								
60								
61								
62								
63								
64								

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
65								
66								
67								
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74								
75								
76								
77								
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93						1		
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								

給 号	級						
	1	2	3	4	5	6	7
129	人	人	人	人	人	人	人
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計	0	29	20	26	2	0	0
構成比	—	37.7%	26.0%	33.8%	2.6%	—	—

適用職員数	77人
-------	-----

その8 行政職給料表 [岡山県]

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10		1								
11			1							
12										
13										
14			2							
15		1								
16										
17										
18				1						
19										
20										
21										
22			2							
23		3	1							
24				1						
25										
26		4	1							
27			1							
28				1						
29			1							
30										
31		1	1							
32										
33		1								
34		2	2							
35		1	1	1						
36		1								
37										
38		2								
39										
40										
41		2								
42		4								
43		2	2							
44		1								
45		1		1						
46		1								
47				1						
48		1								
49		1			1					
50		1			2					
51					1					
52					1					
53										
54					1					
55					2					
56					1					
57										
58						1				
59					1	1				
60		1			3					
61					1					
62		1		2		1				
63					1	3				
64					1					
65										
66										
67				1		1				
68						2				

給 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
級	人	人	人	人	人	人	人	人	人
69					2				
70									
71									
72									
73			1	1					
74			1		1				
75									
76			1						
77					3				
78			3		1				
79					1				
80			1		2				
81									
82									
83					2				
84					2				
85									
86					1				
87					2				
88									
89									
90					4				
91					2				
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113			1						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	33	15	17	17	32	0	0	0	0
構成比	28.9%	13.2%	14.9%	14.9%	28.1%	-	-	-	-

適用職員数	114人
-------	------

その9 教育職給料表（一） [岡山県]

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16		1			
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					1
32		1			
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46		2			
47					
48					
49					
50		1			
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66		1			
67					
68					
69					
70				1	
71					
72					
73					
74					
75					
76					

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
77					
78					
79					
80					
81					
82		1			
83		1			
84					
85					
86					
87		1			
88		1			
89					
90					
91					
92		1			
93					
94					
95					
96					
97		1			
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106		1			
107					
108					
109			1		
110		1			
111					
112		1			
113					
114					
115					
116		1			
117					
118		1			
119					
120					
121					
122					
123					
124		1			
125					
126					
127		2			
128		1			
129		1			
130		1			
131					
132		1			
133		2			
134		1			
135		1			
136					
137					
138					
139		1			
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	0	29	1	1	1
構成比	—	90.6%	3.1%	3.1%	3.1%

適用職員数	32人
-------	-----

その10 小学校・中学校教育職員給料表 [岡山県]

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		63			
18					
19		7			
20		55			
21		20			1
22		8			8
23		2			19
24		56			18
25		4			9
26		12			16
27		10			14
28		73			8
29		7			3
30		9			2
31		7			4
32		17			4
33		4			
34		15			4
35		9			1
36		63			3
37		3			13
38		11			
39		12			
40		53			
41		5			
42		14			
43		13			
44		40			
45		3			
46		13			
47		4			
48		32			
49		5			
50		19			
51		12			
52		39			
53		6			
54		26			
55		13			
56		32			
57		7			
58		21			
59		20			
60		15			
61		5			
62		14			
63		16			
64		28			
65		14			
66		16	1		
67		11			
68		11			
69		4			
70		10			
71					
72		1			
73		15			
74		10		8	
75		20			
76		12	1	1	
77		13		1	
78		4	1	8	
79		12	2	1	
80		20	1	4	

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
81		13		3	
82		15			
83		10	1	2	
84		10	1	16	
85		21		4	
86		21	1	5	
87		16		13	
88		17	2	21	
89		19		4	
90		19	2	6	
91		11	2	9	
92		14	2	2	
93		19	2	49	
94		13	2		
95		19	4		
96		14	11		
97		8	1		
98		10	1		
99		10	3		
100		15	10		
101		10			
102		11	5		
103		15	1		
104		7	6		
105		16	4		
106		10	6		
107		16	3		
108		17	3		
109		11	8		
110		15			
111		10			
112		25			
113		14			
114		15			
115		15			
116		17			
117		9			
118		18			
119		5			
120		28			
121		5			
122		13			
123		14			
124		8			
125		12			
126		9			
127		14			
128		11			
129		13			
130		15			
131		11			
132		20			
133		21			
134		14			
135		13			
136		24			
137		28			
138		33			
139		33			
140		44			
141		37			
142		53			
143		42			
144		42			
145		82			
146		8			
147		29			
148		21			
149		25			
150		3			
151		9			
152		1			
153		1			
154		2			
155					
156					
157		1			
計	0	2,384	87	157	127
構成比	—	86.5%	3.2%	5.7%	4.6%

適用職員数 2,755人

第3表 給料表別、級別、年齢別職員数

その1 行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	2							
19歳	8							
20歳	7							
21歳	6							
22歳	56							
23歳	85							
24歳	83							
25歳	84							
26歳	82							
27歳	90							
28歳	89							
29歳	91	6						
30歳	81	6						
31歳	51	49						
32歳	26	36	2					
33歳	19	53	11					
34歳	16	42	9	2				
35歳	12	46	12					
36歳	5	36	17	5	1			
37歳	6	27	28	9				
38歳	5	34	37	12				
39歳	3	29	38	6				
40歳	2	19	60	10				1
41歳	2	26	66	10				1
42歳	2	14	63	12	2			
43歳		17	80	20	4			
44歳		27	102	29	8		1	
45歳		22	98	34	10			
46歳		11	68	49	17		1	
47歳	1	9	59	48	33			
48歳		7	39	40	34	3		1
49歳		11	39	27	35	6		
50歳		6	33	36	31	10		
51歳		14	27	26	32	16	1	
52歳		17	27	20	37	22	1	
53歳		18	15	17	31	28	3	1
54歳		23	26	16	35	40	6	1
55歳	2	25	24	21	30	28	9	1
56歳		19	18	16	14	23	11	
57歳		12	20	10	23	27	14	4
58歳		13	9	9	19	28	10	8
59歳		9	18	14	17	24	9	7
60歳以上								1
計	916	683	1,045	498	413	255	66	26
平均年齢	歳 27.7	歳 41.7	歳 45.6	歳 48.5	歳 51.9	歳 55.1	歳 56.4	歳 56.6

その2 教育職給料表(1)

級 年齢	1	2	3	4
18歳				
19歳				
20歳				
21歳				
22歳				
23歳				
24歳				
25歳				
26歳				
27歳				
28歳				
29歳				
30歳				
31歳				
32歳				
33歳				
34歳				
35歳				
36歳				
37歳				
38歳				
39歳				
40歳				
41歳				
42歳				
43歳				
44歳				
45歳				
46歳				
47歳				
48歳				
49歳				
50歳				
51歳				
52歳				
53歳		1		
54歳				
55歳				
56歳				
57歳				
58歳		1		
59歳				
60歳以上				
計	0	2	0	0
平均年齢	歳 —	歳 56.2	歳 —	歳 —

その3 教育職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4
18歳	人	人	人	人
19歳				
20歳				
21歳				
22歳		8		
23歳		10		
24歳		4		
25歳		6		
26歳		11		
27歳		6		
28歳		3		
29歳		9		
30歳		5		
31歳		3		
32歳		1		
33歳		5		
34歳		5		
35歳		4		
36歳		1		
37歳		4		
38歳		3		
39歳		3		
40歳		6		
41歳		4		
42歳		11		
43歳		5		
44歳		7		
45歳		2		
46歳		4		
47歳		3	4	
48歳		1		
49歳		2	2	
50歳		1	5	
51歳		2	3	
52歳		2	3	
53歳		1	5	
54歳			5	
55歳				
56歳			3	1
57歳		1	1	
58歳				
59歳			4	
60歳以上				
計	0	143	35	1
平均年齢	歳 —	歳 35.0	歳 53.1	歳 56.3

その4 保育幼児教育職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6
18歳	人	人	人	人	人	人
19歳						
20歳						
21歳						
22歳						
23歳						
24歳	6					
25歳	10					
26歳	7					
27歳	6					
28歳	15					
29歳	10					
30歳	4					
31歳	6	5				
32歳		7				
33歳	1	5				
34歳	1	3				
35歳		1				
36歳		2				
37歳		3				
38歳		2				
39歳		4				
40歳		1	2			
41歳		2				
42歳			3			
43歳		1	2			
44歳		1	4	1		
45歳			4			
46歳			7	1		
47歳			6	2		
48歳			1	4		
49歳			2	1	1	
50歳			1	5	1	
51歳				2		
52歳					1	
53歳					2	
54歳						1
55歳			1		1	
56歳					1	
57歳						
58歳				1		3
59歳					1	
60歳以上						
計	66	37	33	17	8	4
平均年齢	歳 28.0	歳 35.7	歳 46.0	歳 49.5	歳 53.7	歳 57.5

その5 医療職給料表(1)

級 年齢	1	2	3	4	5
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳					
27歳					
28歳					
29歳					
30歳					
31歳					
32歳					
33歳					
34歳					
35歳					
36歳					
37歳					
38歳					
39歳					
40歳					
41歳					
42歳					
43歳			1		
44歳					
45歳					
46歳					
47歳					
48歳					
49歳					
50歳					
51歳				1	
52歳					
53歳					
54歳				1	
55歳					
56歳					
57歳					
58歳				1	1
59歳					
60歳以上				1	
計	0	0	1	4	1
平均年齢	歳 —	歳 —	歳 43.5	歳 56.5	歳 58.6

その6 医療職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳								
24歳								
25歳								
26歳								
27歳								
28歳								
29歳								
30歳			1					
31歳								
32歳				1				
33歳				1				
34歳								
35歳								
36歳				1				
37歳				1				
38歳					2			
39歳				1				
40歳				1				
41歳								
42歳					2			
43歳					6			
44歳					6			
45歳				1	4			
46歳					4			
47歳					1			
48歳					5	1		
49歳					1	2		
50歳					1	1		
51歳					1	4		
52歳					1			
53歳						1		
54歳						1		
55歳					1	1		
56歳					1		1	
57歳						2		
58歳							1	
59歳						3	1	
60歳以上								
計	0	0	1	7	36	16	3	0
平均年齢	歳 —	歳 —	歳 30.3	歳 37.7	歳 46.2	歳 53.7	歳 58.2	歳 —

その7 医療職給料表(3)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
18歳							
19歳							
20歳							
21歳							
22歳		9					
23歳		5					
24歳		6					
25歳		4					
26歳		2	3				
27歳			5				
28歳		1	1				
29歳			3				
30歳			6				
31歳		1		2			
32歳				1			
33歳			1	2			
34歳				2			
35歳				2			
36歳				4			
37歳				4			
38歳			1	1			
39歳				5			
40歳				3			
41歳							
42歳							
43歳							
44歳							
45歳					1		
46歳							
47歳							
48歳							
49歳							
50歳							
51歳							
52歳							
53歳							
54歳							
55歳							
56歳							
57歳					1		
58歳		1					
59歳							
60歳以上							
計	0	29	20	26	2	0	0
平均年齢	歳 —	歳 25.5	歳 29.4	歳 36.7	歳 51.9	歳 —	歳 —

その8 行政職給料表 [岡山県]

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳									
19歳	1								
20歳	1								
21歳									
22歳	3								
23歳	4								
24歳	2								
25歳	5								
26歳	4								
27歳	4	3							
28歳	3	1							
29歳	1								
30歳		2							
31歳		4	1						
32歳	3	1							
33歳	1	1	2						
34歳									
35歳			1						
36歳	1	1							
37歳			1						
38歳			1						
39歳		1							
40歳									
41歳		1							
42歳			3						
43歳			2						
44歳			1	1					
45歳			2	5					
46歳			2	2					
47歳				3					
48歳				4	1				
49歳					4				
50歳				1	6				
51歳				1	2				
52歳					4				
53歳					2				
54歳									
55歳					1				
56歳					4				
57歳					2				
58歳			1		2				
59歳					4				
60歳以上									
計	33	15	17	17	32	0	0	0	0
平均年齢	歳 26.5	歳 32.1	歳 41.8	歳 47.2	歳 53.8	歳 -	歳 -	歳 -	歳 -

その9 教育職給料表（一） [岡山県]

級 年齢	1	2	特2	3	4
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳		1			
26歳					
27歳					
28歳		1			
29歳					
30歳					
31歳					
32歳		1			
33歳		1			
34歳		1			
35歳					
36歳		1			
37歳					
38歳		1			
39歳					
40歳					
41歳					
42歳		2			
43歳					
44歳		3			
45歳					
46歳		1			
47歳		1			
48歳		2			
49歳		1			
50歳		1			
51歳				1	
52歳		1			
53歳		2			
54歳		1			
55歳		2			
56歳		3			1
57歳		1	1		
58歳		1			
59歳					
60歳以上					
計	0	29	1	1	1
平均年齢	歳 —	歳 46.6	歳 57.1	歳 51.5	歳 56.4

その10 小学校・中学校教育職員給料表 [岡山県]

級 年齢	1	2	特2	3	4
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳					
22歳		63			
23歳		82			
24歳		78			
25歳		95			
26歳		87			
27歳		97			
28歳		78			
29歳		49			
30歳		74			
31歳		75			
32歳		55			
33歳		60			
34歳		67			
35歳		54			
36歳		59			
37歳		53			
38歳		49			
39歳		57			
40歳		60			
41歳		44			
42歳		49	1		
43歳		57			
44歳		63	1		
45歳		60	1		
46歳		60	4		
47歳		44	2		
48歳		44	6	2	
49歳		44	7	3	
50歳		48	11	12	
51歳		66	12	13	
52歳		51	8	16	1
53歳		65	6	24	1
54歳		58	5	27	7
55歳		63	4	25	8
56歳		74	4	17	15
57歳		71	4	7	28
58歳		67	9	5	28
59歳		64	2	6	39
60歳以上					
計	0	2,384	87	157	127
平均年齢	歳 —	歳 40.0	歳 52.4	歳 54.2	歳 57.8

第4表 扶養手当の支給状況

その1 扶養手当の支給区分別職員数

支給 されて いる 職員	扶養親族の内訳								支給 されて いない 職員
	配偶者	1人目				2人目以降		特定期間 にある子 加算	
		子		父母等		子	父母等		
		配偶者有 の場合	配偶者無 の場合	配偶者有 の場合	配偶者無 の場合				
8,000円	9,000円	10,000円	6,500円	8,000円	9,000円	6,500円	5,000円		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	
2,090	1,086	1,715	55	25	29	1,185	41	755	2,304

- (注) 1 特定期間にある子とは、満16歳に達する年度初めから満22歳に達した年度末までの子をいう。
- 2 支給されている職員1人当たりの平均手当月額は、21,373円である。
- 3 「行政職給料表[岡山県]」、「教育職給料表(一)[岡山県]」、「小学校・中学校教育職員給料表[岡山県]」の適用を受ける職員は含まない。(以下第7表までについて同じ。)

その2 扶養親族数別職員数

1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	計
人	人	人	人	人	人	人
635	704	566	156	26	3	2,090

- (注) 支給されている職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.2人である。

第5表 住居手当の支給状況

区 分	職員数
支給されている職員（借家・借間に居住する職員）	1,081 人
手当月額11,000円以下の受給者	0
手当月額 11,100円以上 27,000円未満の受給者	296
手当月額 27,000円の受給者	785
支給されていない職員	3,313
計	4,394
支給されている職員1人当たり平均手当月額	25,904 円

第6表 通勤手当の支給状況

区 分	職員数
支給されている職員	4,015 人
交通機関等利用者	317
交通用具（自動車等）使用者（手当月額）	3,435
2km未満 (3,800円)	2
片道2km以上 5km未満 (5,100円)	988
片道5km以上 10km未満 (7,200円)	1,209
片道10km以上 15km未満 (9,100円)	584
片道15km以上 20km未満 (11,500円)	351
片道20km以上 25km未満 (13,800円)	148
片道25km以上 30km未満 (16,100円)	64
片道30km以上 35km未満 (18,100円)	45
片道35km以上 40km未満 (20,500円)	29
片道40km以上 45km未満 (22,800円)	5
片道45km以上 50km未満 (23,700円)	5
片道50km以上 55km未満 (24,600円)	1
片道55km以上 60km未満 (25,500円)	2
片道60km以上 (26,400円)	2
交通機関等と交通用具の併用者	263
支給されていない職員	379
計	4,394
支給されている職員1人当たり平均手当月額	8,628 円

第7表 管理職手当の支給状況

給料表 区分	行政職 給料表	教育職 給料表 (1)	教育職 給料表 (2)	保育幼児 教育職 給料表	医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	計
職員数 (人)	3,902	2	179	165	6	63	77	4,394
受給者数 (人)	760	0	36	12	6	9	0	823
1種 【理事級】 (130,500円)	1							1
2種 【局長級】 (109,600円)	25							25
3種 【部長級】 (84,700円)	66				1	0		67
4-1種 【課長級】 (81,100円)	13	0	0	0	0	0	0	13
4-2種 【課長級】 (69,100円)	188	0	1	4	1	3	0	197
4-3種 【課長級】 (61,200円)	54	0	0	0	3	0	0	57
5種 【課長補佐級】 (53,000円)	413	0	35	8	1	6	0	463
受給者割合 (%)	19.5	-	20.1	7.3	100.0	14.3	-	18.7
受給者1人当たり の平均手当月額 (円)	63,123	-	53,447	58,367	67,533	58,367	-	62,610

(注) 「受給者1人当たりの平均手当月額」には、支給区分の見直しに伴う経過措置額を含む。

第8表 給料表別、級別再任用職員数

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級										
	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
教育職給料表(2)	2			/	2		/	/	/	/	/
行政職給料表 [岡山県]	5			/		5					
小学校・中学校教育職員 給料表 [岡山県]	92		92				/	/	/	/	/
計	99										
60歳	36										
61歳	33										
62歳	17										
63歳	11										
64歳	2										

(注) 再任用職員の適用がない給料表については掲載していない。(次表について同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	級										
	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	457		74	/	106	67	136	52	22		/
教育職給料表(2)	6		6	/			/	/	/	/	/
保育幼児教育職給料表	17		2	/	5	10			/	/	/
医療職給料表(2)	5			/			5				/
医療職給料表(3)	1			/			1				/
行政職給料表 [岡山県]	2			/	1	1					
小学校・中学校教育職員 給料表 [岡山県]	41		41				/	/	/	/	/
計	529										
60歳	149										
61歳	128										
62歳	113										
63歳	80										
64歳	59										

2 民間給与関係

2 民間給与関係

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、人事院、岡山県人事委員会等

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所 352事業所

② 調査対象職種

76職種（事務・技術関係職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

上記(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により8層に層化し、これらの層から127事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第9表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

③ 調査実人員

初任給関係376人（事務・技術関係職種の調査実人員344人）、初任給関係以外の調査職種4,129人（事務・技術関係職種の調査実人員3,765人）である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は18,261人であり、うち事務・技術関係職種は13,013人である。

(5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業 \ 企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	117	47	47	23
農業, 林業, 漁業	0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	9	6	1	2
製造業	28	11	9	8
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	30	11	15	4
卸売業, 小売業	21	6	11	4
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	5	5	0	0
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	24	8	11	5

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が9所あった。
- 2 調査対象事業所127所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた126所に占める調査完了事業所117所の割合(調査完了率)は、92.9%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

(1) 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額				備考
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
円	円	円	円	円			
事務・技術・関係職種	支店長	8	54.5	819,174	449	818,725	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	54.0	814,751	0	814,751	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	55.2	826,987	1,242	825,745	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	工場長	4	53.5	818,550	47,047	771,503	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	51.7	866,630	59,119	807,511	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	131	52.5	581,073	2,464	578,609	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	98	52.9	608,035	1,160	606,875	
短大卒	17	50.5	404,122	1,116	403,006		
高校卒	16	52.5	613,621	11,933	601,688		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部長	71	51.4	587,909	6,354	581,555	同上	
大学卒	50	51.1	595,580	4,111	591,469		
短大卒	9	51.0	594,341	7,485	586,856		
高校卒	12	53.2	550,022	15,136	534,886		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	50	52.4	499,889	2,702	497,187	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	38	52.9	502,915	1,591	501,324		
短大卒	1	*	*	*	*		
高校卒	11	50.0	490,940	6,999	483,941		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	12	47.7	494,526	10,302	484,224	同上	
大学卒	8	47.5	523,276	12,617	510,659		
短大卒	3	46.6	425,055	7,512	417,543		
高校卒	1	*	*	*	*		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務課長	229	48.5	536,169	9,257	526,912	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	156	47.4	540,919	6,288	534,631		
短大卒	10	50.5	451,897	0	451,897		
高校卒	63	50.9	538,388	18,322	520,066		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術課長	159	48.7	526,614	19,975	506,639	同上	
大学卒	103	48.0	527,331	17,303	510,028		
短大卒	17	48.6	482,539	3,471	479,068		
高校卒	38	50.7	543,885	34,883	509,002		
中学校卒	1	*	*	*	*		

(注) 1 調査実人員が1人の場合は、「*」としている。(以下本表について同じ。)

2 「平均年齢」は、10進法により表示している。(以下本表について同じ。)

3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する		(A) - (B)	
				給与 (A)	うち 時間外手当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	101	50.1	501,324	64,433	436,891	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	48	45.3	502,610	66,461	436,149	
	短大卒	8	48.2	497,188	51,481	445,707	
	高校卒	41	55.3	506,978	69,090	437,888	
	中学卒	4	53.1	425,093	8,763	416,330	
	技術課長代理	17	46.4	557,249	64,260	492,989	同 上
	大学卒	13	45.6	539,404	47,523	491,881	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	3	49.9	622,172	127,732	494,440	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	286	46.1	429,567	41,943	387,624	係の長及び係長級専門職
	大学卒	117	43.2	430,776	43,601	387,175	
短大卒	50	45.6	385,848	35,084	350,764		
高校卒	102	48.9	466,374	50,264	416,110		
中学卒	17	48.0	333,604	3,880	329,724		
技術係長	204	46.8	494,354	74,035	420,319	同 上	
大学卒	75	40.8	449,867	66,574	383,293		
短大卒	22	46.4	418,993	55,668	363,325		
高校卒	107	49.9	526,108	80,005	446,103		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	260	41.4	333,517	35,672	297,845	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	
大学卒	142	38.2	338,820	35,438	303,382		
短大卒	51	42.7	321,340	32,750	288,590		
高校卒	55	47.4	347,437	45,319	302,118		
中学卒	12	44.5	257,719	5,369	252,350		
技術主任	224	42.9	422,880	83,844	339,036	同 上	
大学卒	113	42.2	414,328	80,951	333,377		
短大卒	27	43.8	371,059	51,166	319,893		
高校卒	84	43.5	448,681	96,749	351,932		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	1,325	37.2	305,208	32,837	272,371		
大学卒	817	35.6	309,062	32,618	276,444		
短大卒	203	39.9	278,991	29,091	249,900		
高校卒	304	39.3	312,835	35,918	276,917		
中学卒	1	*	*	*	*		
技術係員	684	36.2	340,899	52,387	288,512		
大学卒	443	35.6	345,555	51,822	293,733		
短大卒	79	37.9	305,521	43,215	262,306		
高校卒	162	37.8	344,012	59,582	284,430		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 4 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

5 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

(2) 規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	8	54.5	819,174	449	818,725	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	54.0	814,751	0	814,751	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	55.2	826,987	1,242	825,745	
	中学校卒	-	-	-	-	-	-
	工場長	3	51.7	866,630	59,119	807,511	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	51.7	866,630	59,119	807,511	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学校卒	-	-	-	-	-	-
	事務部長	67	52.2	579,958	2,919	577,039	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	45	52.5	618,332	27	618,305	
短大卒	14	50.0	392,211	1,318	390,893		
高校卒	8	54.0	690,177	21,839	668,338		
中学校卒	-	-	-	-	-	-	
技術部長	36	51.7	609,413	8,387	601,026	同 上	
大学卒	31	51.6	597,603	4,342	593,261		
短大卒	2	49.8	689,628	13,240	676,388		
高校卒	3	53.5	673,965	44,949	629,016		
中学校卒	-	-	-	-	-	-	
事務部次長	23	53.0	532,327	2,523	529,804	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	17	53.8	537,676	3,295	534,381		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	6	50.9	516,954	303	516,651		
中学校卒	-	-	-	-	-	-	
技術部次長	4	49.4	573,210	12,047	561,163	同 上	
大学卒	4	49.4	573,210	12,047	561,163		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学校卒	-	-	-	-	-	-	
事務課長	124	48.6	601,466	12,871	588,595	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大学卒	83	46.9	614,747	8,376	606,371		
短大卒	6	50.5	446,543	0	446,543		
高校卒	35	52.5	597,836	26,151	571,685		
中学校卒	-	-	-	-	-	-	
技術課長	80	49.5	582,496	31,274	551,222	同 上	
大学卒	60	48.5	563,415	22,424	540,991		
短大卒	5	50.0	529,160	8,695	520,465		
高校卒	15	53.7	683,656	77,499	606,157		
中学校卒	-	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する		(A) - (B)	
			給 与 (A)	う ち 時間外手当 (B)		
事務課長代理	77	51.1	520,365	72,286	448,079	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
大学卒	28	44.8	548,928	88,463	460,465	
短大卒	6	49.4	500,545	40,635	459,910	
高校卒	40	55.5	508,712	69,597	439,115	
中学卒	3	53.8	439,934	9,299	430,635	
技術課長代理	12	45.9	606,715	87,740	518,975	同 上
大学卒	9	45.2	585,287	64,390	520,897	
短大卒	1	*	*	*	*	
高校卒	2	49.6	706,459	188,720	517,739	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務係長	182	47.0	449,113	46,390	402,723	係の長及び係長級専門職
大学卒	58	44.0	457,127	56,195	400,932	
短大卒	24	46.1	391,447	32,868	358,579	
高校卒	84	48.9	484,331	52,455	431,876	
中学卒	16	48.4	333,231	4,064	329,167	
技術係長	136	47.2	518,872	82,331	436,541	同 上
大学卒	45	40.0	472,120	76,898	395,222	
短大卒	4	52.6	533,941	110,669	423,272	
高校卒	87	50.1	538,404	83,747	454,657	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務主任	126	40.6	342,023	41,151	300,872	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
大学卒	57	36.0	336,433	41,011	295,422	
短大卒	23	41.3	330,077	32,889	297,188	
高校卒	36	46.8	383,661	56,668	326,993	
中学卒	10	44.0	246,789	3,137	243,652	
技術主任	88	44.0	503,715	126,065	377,650	同 上
大学卒	41	43.6	469,132	116,576	352,556	
短大卒	6	41.2	456,910	109,187	347,723	
高校卒	41	44.7	548,010	138,666	409,344	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務係員	583	37.0	332,108	38,980	293,128	
大学卒	359	35.8	326,814	35,810	291,004	
短大卒	74	41.0	323,157	45,589	277,568	
高校卒	150	37.9	348,495	43,345	305,150	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術係員	288	37.5	392,558	70,242	322,316	
大学卒	186	37.2	394,746	67,738	327,008	
短大卒	22	32.9	345,795	81,005	264,790	
高校卒	80	39.9	397,585	75,578	322,007	
中学卒	-	-	-	-	-	

(3) 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給 与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	56	52.1	579,310	2,235	577,075	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	46	52.4	594,483	2,717	591,766	
短 大 卒	3	52.8	470,146	0	470,146		
高 校 卒	7	49.8	525,985	0	525,985		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	25	48.1	592,995	2,854	590,141	同 上	
大 学 卒	16	48.0	614,018	1,472	612,546		
短 大 卒	3	44.8	587,842	14,659	573,183		
高 校 卒	6	50.2	539,509	635	538,874		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	16	49.0	449,966	5,270	444,696	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大 学 卒	10	48.2	445,415	321	445,094		
短 大 卒	1	*	*	*	*		
高 校 卒	5	48.8	454,121	16,476	437,645		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	4	47.3	454,250	0	454,250	同 上	
大 学 卒	2	49.0	516,500	0	516,500		
短 大 卒	2	45.5	392,000	0	392,000		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	98	48.3	448,343	4,086	444,257	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大 学 卒	66	48.0	446,502	3,200	443,302		
短 大 卒	4	50.5	461,913	0	461,913		
高 校 卒	28	48.6	450,729	6,778	443,951		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 課 長	67	47.4	458,546	5,735	452,811	同 上	
大 学 卒	39	46.3	460,140	8,826	451,314		
短 大 卒	12	47.9	459,828	927	458,901		
高 校 卒	15	49.5	451,150	1,231	449,919		
中 学 卒	1	*	*	*	*		

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する		(A) - (B)	
				給 与 (A)	うち 時間外手当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	16	46.3	445,717	49,579	396,138	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大学卒	12	46.2	447,096	47,027	400,069	
	短大卒	2	44.0	485,647	88,775	396,872	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学卒	1	*	*	*	*	
	技術課長代理	1	*	*	*	*	同 上
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	78	45.8	410,350	38,045	372,305	係の長及び係長級専門職
	大学卒	46	43.7	417,580	30,669	386,911	
	短大卒	18	47.2	413,116	52,379	360,737	
	高校卒	13	51.5	385,959	46,688	339,271	
	技術係長	37	47.3	408,747	47,407	361,340	同 上
	大学卒	18	46.5	418,998	46,304	372,694	
	短大卒	7	47.8	416,433	54,147	362,286	
高校卒	12	48.4	388,768	45,117	343,651		
事務主任	110	42.6	334,335	33,470	300,865	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
大学卒	73	40.2	351,802	35,594	316,208		
短大卒	21	44.8	320,551	35,013	285,538		
高校卒	14	50.7	266,348	22,357	243,991		
中学卒	2	47.5	317,601	17,601	300,000		
技術主任	94	42.4	372,163	52,054	320,109	同 上	
大学卒	51	41.3	400,545	60,922	339,623		
短大卒	13	44.4	368,002	49,659	318,343		
高校卒	30	43.4	328,403	38,830	289,573		
事務係員	578	37.2	281,462	27,346	254,116		
大学卒	373	35.7	296,592	30,735	265,857		
短大卒	98	38.8	248,445	16,508	231,937		
高校卒	106	40.7	262,078	26,944	235,134		
中学卒	1	*	*	*	*		
技術係員	278	36.5	310,131	40,708	269,423		
大学卒	183	35.0	315,606	42,088	273,518		
短大卒	37	43.0	310,235	33,196	277,039		
高校卒	58	37.0	287,534	41,272	246,262		
中学卒	-	-	-	-	-		

(4) 規模100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
支店長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	-	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
工場長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	-	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
事務部長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	8	57.1	600,446	0	600,446	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	7	57.4	615,439	0	615,439		
	-	-	-	-	-		
	1	*	*	*	*		
技術部長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	10	57.2	496,674	6,000	490,674	同 上	
	3	58.8	492,178	13,333	478,845		
	4	55.5	548,500	0	548,500		
	3	57.8	432,067	6,667	425,400		
事務部次長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	11	55.0	494,173	0	494,173	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
	11	55.0	494,173	0	494,173		
	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-		
技術部次長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	4	46.5	449,351	17,121	432,230	同 上	
	2	42.5	429,082	24,242	404,840		
	1	*	*	*	*		
	1	*	*	*	*		
事務課長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	7	48.9	408,923	5,783	403,140	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
	7	48.9	408,923	5,783	403,140		
	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-		
技術課長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	12	48.6	436,117	3,913	432,204	同 上	
	4	52.5	466,375	0	466,375		
	-	-	-	-	-		
	8	46.6	420,988	5,869	415,119		

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する		(A) - (B)	
				給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	8	45.9	402,930	10,724	392,206	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大学卒	8	45.9	402,930	10,724	392,206	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	4	45.8	434,770	8,547	426,223	同 上
	大学卒	3	44.2	431,146	11,396	419,750	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	事務係長	26	40.3	335,308	19,310	315,998	係の長及び係長級専門職
	大学卒	13	38.3	352,227	25,522	326,705	
	短大卒	8	41.3	315,001	9,086	305,915	
高校卒	5	44.1	323,813	19,519	304,294		
技術係長	31	42.4	366,111	28,338	337,773	同 上	
大学卒	12	39.2	341,936	23,910	318,026		
短大卒	11	42.3	358,516	26,887	331,629		
高校卒	8	47.3	412,817	36,974	375,843		
事務主任	24	40.6	287,832	16,449	271,383	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
大学卒	12	38.3	285,317	9,208	276,109		
短大卒	7	41.9	295,946	26,751	269,195		
高校卒	5	44.1	282,509	19,407	263,102		
技術主任	42	40.9	310,789	35,760	275,029	同 上	
大学卒	21	40.5	298,146	28,676	269,470		
短大卒	8	44.6	316,732	13,662	303,070		
高校卒	13	39.2	327,555	60,803	266,752		
事務係員	164	37.9	267,526	24,469	243,057		
大学卒	85	34.3	268,616	23,841	244,775		
短大卒	31	41.3	265,351	28,304	237,047		
高校卒	48	42.4	266,945	23,057	243,888		
技術係員	118	31.5	259,994	27,397	232,597		
大学卒	74	31.4	257,020	23,311	233,709		
短大卒	20	32.0	255,358	26,683	228,675		
高校卒	24	31.0	276,056	43,304	232,752		

その2 公民給与比較の対象外職種
規模計

職種名		調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備考
				きまって支給する		(A) - (B)	
				給与 (A)	うち 時間外手当 (B)		
人	歳	円	円	円			
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車 運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	-	-	-	-	-	
研究 関係 職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	8	47.2	536,477	11,697	524,780	
	研究室(係)長	3	55.0	548,447	0	548,447	
	主任研究員	10	39.2	394,006	71,952	322,054	
	研究員	33	39.3	361,901	9,605	352,296	
研究補助員	-	-	-	-	-	-	
医療 関係 職種	病院長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長	1	*	*	*	*	
	医科長	4	55.3	1,361,020	141,838	1,219,182	
	医師	24	54.9	1,338,632	149,792	1,188,840	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	1	*	*	*	*	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	14	40.3	306,243	12,429	293,814	
	診療放射線技師	5	44.9	386,183	22,609	363,574	
	臨床検査技師	16	43.4	298,684	16,644	282,040	
	栄養士	13	43.0	321,339	16,282	305,057	
	理学療法士	11	33.7	306,109	31,846	274,263	
	作業療法士	16	35.3	284,352	12,877	271,475	
	総看護師長	2	56.0	474,170	1,000	473,170	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師長	20	48.2	426,692	44,139	382,553	
看護師	73	43.0	378,629	69,302	309,327		
准看護師	16	46.8	330,549	45,399	285,150		
教育 関係 職種	大学学長・副学長・ 学部長	4	63.5	706,415	0	706,415	
	大学教授	31	58.8	595,174	0	595,174	
	大学准教授	30	47.3	477,082	0	477,082	
	大学講師	21	40.5	423,499	0	423,499	
	大学助教	8	36.1	371,269	0	371,269	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	-	-	-	-	-	
高等学校教諭	-	-	-	-	-		

第11表 民間における初任給の改定状況

(単位 : %)

学 歴	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	54.7	(24.6)	(75.4)	(0.0)	45.3
高 校 卒	23.2	(29.2)	(70.8)	(0.0)	76.8

(注) 1 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。
 2 百分率(%)で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため比率の合計が100%にならない場合がある。(以下第21表まで同じ。)

第12表 職種別、学歴別初任給

(単位 : 円)

職 種	学 歴	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
	新卒事務員・技術者計		194,188	177,975
	新 卒 事 務 員	192,169	174,942	161,949
	新 卒 技 術 者	198,089	181,841	160,755

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備 考 本市職員の場合、行政職の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒192,610円、短大卒168,817円、高校卒157,281円である。

第13表 民間における給与改定の状況

(単位 : %)

項 目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
役職段階				
係 員	25.3	10.9	0.0	63.8
課長級	17.8	11.5	0.0	70.7

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第14表 民間における定期昇給の実施状況

(単位 : %)

項目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給制度なし
		定期昇給実施			定期昇給中止		
		増額	減額	変化なし			
係員	93.1	92.2	31.8	1.3	59.1	0.9	6.9
課長級	81.9	81.9	30.0	0.0	51.9	0.0	18.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第15表 民間における定期昇給制度の状況

(単位 : %)

項目 役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給制度なし			
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	94.0	44.9	83.1	55.2	6.0
課長級	84.3	41.2	82.0	55.4	15.7

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第16表 民間における住宅手当の支給状況

(単位 : %)

支給の有無	事業所割合
支給する	60.0
支給しない	40.0
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	[25,000円 以上 [26,000円 未満

備考 本市職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第17表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

(単位：%)

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する		配偶者に 家族手当を 支給しない		家族手当 制度がない
	配偶者の収入によ る制限がある	配偶者の収入によ る制限がない			
80.5	(80.8)	[83.1]	[16.9]	(19.2)	19.5

(注)1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	10,507
配偶者と子1人	15,903
配偶者と子2人	20,966

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 本市職員の場合、扶養手当の現行支給月額(令和元年度)は、配偶者については8,000円、配偶者以外については、子1人につき9,000円、父母等1人につき6,500円である。なお、満16歳に達する年度初めから満22歳に達した年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位 : %)

項目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係員	54.4	45.6
課長級	52.7	47.3
部長級(非役員)	51.3	48.7

第19表 民間における特別給の支給状況

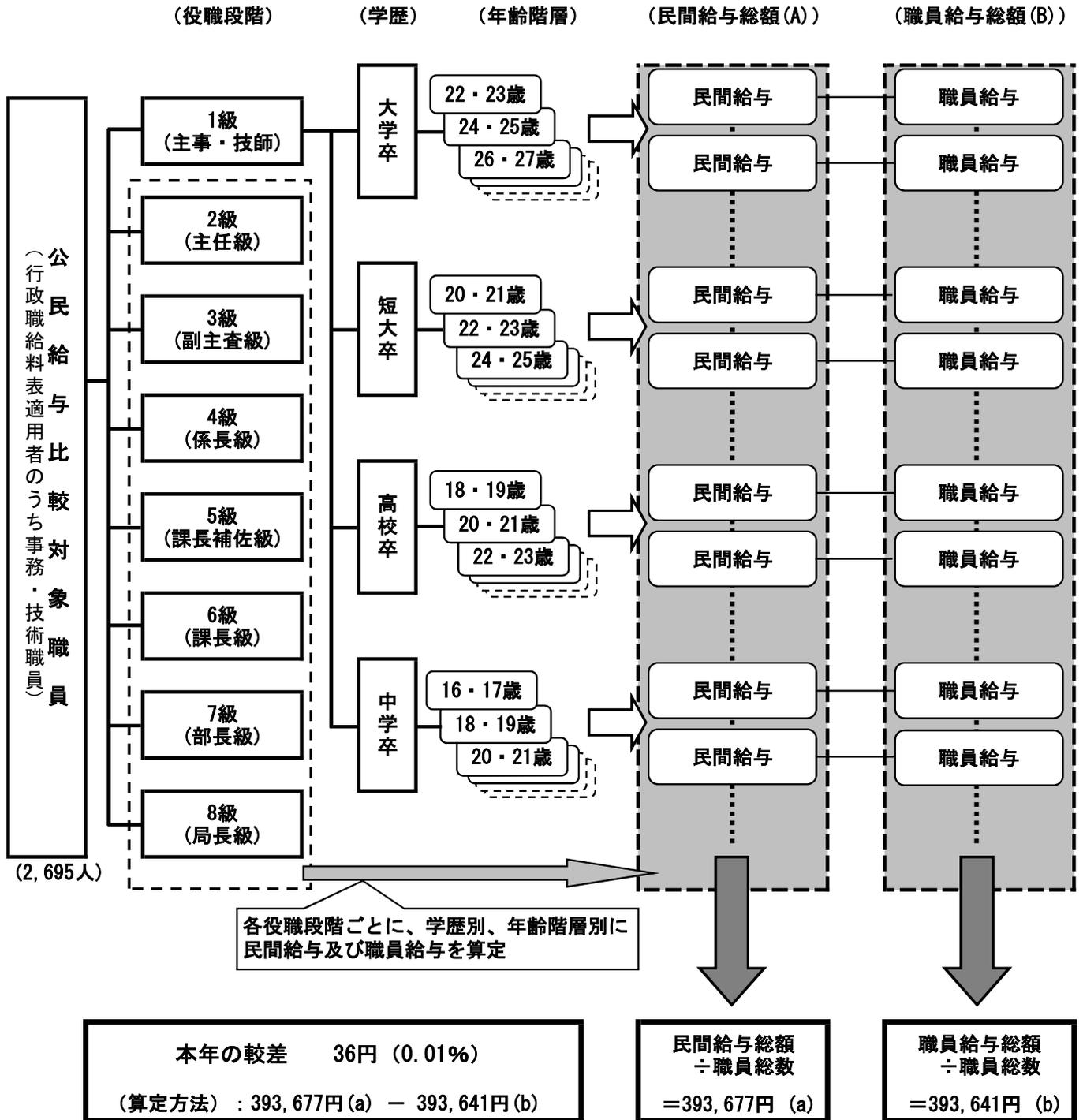
平均所定内給与月額	下半期(A1)	338,106円
	上半期(A2)	336,000円
特別給の支給額	下半期(B1)	766,535円
	上半期(B2)	751,662円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.27月分
	上半期(B2/A2)	2.24月分
	年間	4.50月分

(注) 「下半期」とは平成30年8月から平成31年1月まで、「上半期」とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。

第20表 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支給されている給与額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出している。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較している。



第21表 公民給与比較における役職段階の対応関係

職員 (行政職給料表)		民間従業員		
職務の級	主な役職	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満	企業規模 100人未満
8級	局長級	支店長、工場長	/	/
7級	部長級	部長、部次長		
6級	課長級	課長	部長、部次長	支店長、工場長
5級	課長補佐級	課長代理	課長	部長、部次長
				課長
4級	係長級	係長	課長代理	課長代理
3級	副主査級		係長	係長
2級	主任級	主任	主任	主任
1級	主事・技師		係員	係員

(注) 係制のない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含む。

3 生計費關係

3 生計費関係

平成 31 年 4 月の標準生計費算定方法

市民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、岡山市における標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の 5 つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費・・・食料
- 住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費・・・被服及び履物
- 雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2 人～5 人世帯については、「家計調査」（総務省）における勤労者世帯の平成 31 年 4 月の費目別平均支出金額（日数を 365/12 日に、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1 人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第22表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成 31 年 4 月）

（単位：円）

費目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	25,690	40,490	50,130	59,770	69,410
住居関係費	52,880	42,420	45,690	48,950	52,220
被服・履物費	2,630	7,410	8,230	9,060	9,880
雑費Ⅰ	28,570	25,340	43,060	60,770	78,490
雑費Ⅱ	4,670	10,960	13,310	15,660	18,020
計	114,440	126,620	160,420	194,210	228,020

4 勞働經濟關係

4 労働経済関係

第23表 労働経済指標

項目			年 月		平成30年				
			4月	5月	6月	7月	8月		
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する給与 [調査産業計]	全国	金額 (円)	298,466	294,500	296,802	296,444	295,546	
			前年同月比 (%)	0.2	0.8	0.8	0.8	1.1	
		岡山県	金額 (円)	271,685	267,799	267,690	267,367	268,090	
			前年同月比 (%)	△ 5.5	△ 5.7	△ 6.1	△ 6.3	△ 5.8	
	うち 所定内給与	全国	金額 (円)	272,362	269,892	271,771	271,441	270,844	
			前年同月比 (%)	0.3	0.8	0.6	0.6	1.1	
	総実労働時間数 [調査産業計]	うち 所定外 労働時間	全国 (時間)	金額 (円)	245,186	243,804	242,561	243,495	243,416
				前年同月比 (%)					
		岡山県 (時間)	金額 (円)	245,186	243,804	242,561	243,495	243,416	
			前年同月比 (%)						
消費支出 (総務省家計調査)	全世帯	全国	金額 (円)	294,439	281,307	267,641	283,387	292,481	
			前年同月比 (%)	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.4	1.5	4.3	
		岡山市	金額 (円)	285,552	320,373	298,851	261,564	269,228	
			前年同月比 (%)	△ 2.6	7.9	11.2	△ 14.5	△ 2.5	
	勤労者世帯	全国	金額 (円)	334,967	312,354	291,998	310,031	319,939	
			前年同月比 (%)	1.5	△ 0.9	△ 1.6	0.4	6.1	
		岡山市	金額 (円)	311,605	313,652	330,881	283,699	299,014	
			前年同月比 (%)	△ 10.0	△ 3.9	16.0	△ 11.5	2.7	
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比 (%)	0.6	0.7	0.7	0.9	1.3	
		岡山市	前年同月比 (%)	0.6	0.4	0.3	0.6	1.0	
	国内企業物価指数(日本銀行)	前年同月比 (%)	2.2	2.7	2.8	3.1	3.1		
雇用・生産	常用雇用指数[調査産業計] (厚生労働省毎月勤労統計調査)		前年同月比 (%)	0.5	0.6	0.5	0.2	0.3	
	有効求人倍率[季節調整値] (厚生労働省職業安定業務統計)		(倍)	1.60	1.61	1.61	1.62	1.63	
	完全失業率[季節調整値] (総務省労働力調査)		(%)	2.5	2.3	2.5	2.5	2.4	
	実質国内総生産[GDP] (内閣府)		前期比 (%)	0.5			△ 0.5		

(注) 1 厚生労働省毎月勤労統計調査による数値は、同調査の事業所規模30人以上の数値(「再集計値」)である。

2 「きまって支給する給与」及び「所定内給与」は平成27年基準である。

3 「消費支出」については、農林漁家世帯を含む二人以上の世帯が対象である。

4 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は平成27年基準である。

				平成31年				令和元年
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
295,548	298,297	298,747	297,598	291,891	292,808	295,281	299,489	294,772
0.5	1.1	1.4	0.9	0.0	0.3	△ 0.1	0.3	0.1
266,009	272,150	270,785	272,978	263,048	261,825	261,570	265,689	262,842
△ 6.4	△ 5.2	△ 5.8	△ 5.7	△ 1.5	△ 3.2	△ 3.0	△ 2.2	△ 1.9
271,249	272,559	272,234	271,504	267,076	267,575	269,650	273,350	269,438
0.6	1.1	1.3	1.0	△ 0.1	0.2	△ 0.2	0.3	△ 0.1
241,061	245,720	245,620	247,444	239,065	238,332	238,043	242,434	240,040
143.3	150.2	153.6	145.9	136.6	142.1	144.1	148.7	141.4
148.0	153.1	155.4	148.2	139.6	145.2	148.3	151.4	143.6
12.2	12.9	13.1	12.8	12.1	12.5	12.8	13.1	12.4
12.8	13.6	13.5	13.7	12.7	12.8	13.0	12.9	12.7
271,273	290,396	281,041	329,271	296,345	271,232	309,274	301,136	300,901
0.9	2.7	1.3	2.2	2.3	2.1	2.7	2.3	7.0
276,529	276,977	282,162	297,820	307,630	275,511	378,281	311,631	335,683
△ 11.7	△ 8.9	△ 4.7	△ 11.3	△ 1.3	△ 4.1	17.1	9.1	4.8
302,652	315,433	303,516	351,044	325,768	302,753	348,942	337,164	332,273
2.5	0.5	0.8	△ 0.3	2.6	4.7	4.2	0.7	6.4
332,356	302,102	298,861	304,359	328,015	295,552	411,219	284,198	358,137
△ 12.8	△ 12.0	△ 12.0	△ 17.0	△ 5.9	△ 6.6	18.1	△ 8.8	14.2
1.2	1.4	0.8	0.3	0.2	0.2	0.5	0.9	0.7
0.8	1.0	0.5	0.1	△ 0.4	△ 0.3	0.3	0.1	0.0
3.0	3.0	2.3	1.4	0.6	0.9	1.3	1.2	0.6
0.1	0.1	0.1	0.1	1.3	1.2	1.1	1.1	0.8
1.63	1.62	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.62
2.4	2.4	2.5	2.4	2.5	2.3	2.5	2.4	2.4
	0.4			0.5			0.3 (速報値)	